

ごみ処理基本計画について

「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならぬ。」と廃棄物処理法第6条第1項に規定されているため、**廃棄物減量等推進審議会**等の意見を踏まえ、ごみ処理基本計画（一般廃棄物処理計画）を策定していきます。

現在、本計画は、平成11年度から平成26年度までの15年間の計画が策定されています。今回は、平成27年度から平成41年度までの15年間の計画策定を予定しており、内容は、廃棄物処理法第6条第2項に基づき、次に掲げる事項を定めていくこととなります。

ごみの発生量及び処理量の見込み

ごみの性状、処理主体、処理方法等を勘案した区分ごとに定める。

ごみの搬出の抑制の方策に関する事項

町、住民及び事業者のそれぞれにおいて講すべき方策を定める。

分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分

再生利用を推進する観点等から定めるものとする。

ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

ごみの性状を勘案した区分ごとの処理方法及び当該処理方法ごとの処理主体を定めるものとする。

ごみ処理施設の整備に関する事項

施設の種類ごとに施設能力、処理方法等を定める。

その他ごみの処理に関し必要な事項